

# 相楽東部広域連合立学校の管理運営に関する規則

平成21年4月1日  
教委規則第8号

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、相楽東部広域連合立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の円滑かつ適正な運営を図るため、その管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 学期・休業日等

(学期)

第2条 学校の学期は、次のとおりとする。ただし、非常変災及び緊急事態等により長期にわたる臨時休業を余儀なくされた場合は、この限りでない。

- (1) 第1学期 4月1日から8月26日まで
- (2) 第2学期 8月27日から12月31日まで
- (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

2 校長は、教育上必要があるときは、前項の規定にかかわらず、相楽東部広域連合教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て、次の2学期とすることができる。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第3条 学校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 学年始休業日  
小学校にあつては、4月1日から4月5日まで  
中学校にあつては、4月1日から4月6日まで
- (4) 夏季休業日 7月21日から8月26日まで
- (5) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで
- (6) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで

(7) 前各号に定めるもののほか、校長が教育上特に必要と認め教育委員会の承認を得た日

2 前条第2項の規定により学期を2学期に分けた学校にあつては、前項第4号から第7号までの規定にかかわらず、校長は、教育委員会の承認を得て、休業日を別に定めることができる。

3 校長は、必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、あらかじめ教育委員会に届け出て、休業日に授業を行い、又は授業日を休業日とすることができる。ただし、授業日数の増減が生じる場合は、教育委員会の承認を得なければならない。

(臨時休業)

第4条 校長は、非常変災その他急迫の事情のため、臨時に授業を行わなかったときは、直ち

に次に掲げる事項を教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 臨時休業の期間
- (2) 臨時休業の事由
- (3) 臨時休業を行ったことに伴う措置
- (4) その他参考となる事項

### 第3章 教育活動

#### (教育課程)

第5条 校長は、学習指導要領及び教育委員会の方針に基づいて教育課程を編成しなければならない。

2 校長は、次に掲げる事項を編成した教育課程を、教育課程編成届（様式第1号）により、4月30日までに教育委員会に届け出なければならない。教育課程を変更したときもまた同様とする。

- (1) 学校の教育目標
- (2) 各教科・特別の教科 道徳・外国語活動・総合的な学習の時間・特別活動等の時間配分
- (3) 学校行事計画

#### (学校評価)

第6条 校長は、教育活動その他の学校運営に関する学校経営計画を策定しなければならない。

- 2 校長は、学校経営計画の実施状況を評価し、その結果を公表するものとする。
- 3 校長は、学校経営計画及びその実施状況を教育委員会に報告しなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、学校経営計画に関し必要な事項は、教育長が定める。

#### (情報の提供)

第7条 校長は、教育活動その他の学校運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

#### (校外行事)

第8条 学校における教育活動の一環として行う修学旅行、対外運動競技、水泳、キャンプその他の校外行事は、その安全性、経費等を考慮しなければならない。

2 校長は、前項の校外行事の実施に当たっては、あらかじめ実施地が町村外にあるとき及び宿泊を要するときは、教育委員会に届け出なければならない。

#### (原級留置)

第9条 校長は、児童生徒の平素の成績を評価した結果、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができないと判定したときは、当該児童生徒を原学年に留め置くことができる。

2 校長は、前項の措置を行ったときは、速やかに教育委員会にその旨を報告しなければならない。

#### (性行不良による出席停止)

第10条 校長は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等、性行不良であって他の児童生徒の教育に妨げがあると認める児童生徒があるときは、教育委員会に報告し、又は出席停止について意見具申をしなければならない。

- (1) 他の児童生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- (2) 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- (3) 施設又は設備を損壊する行為
- (4) 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

2 教育委員会は、前項に定める報告又は意見の具申を受け、出席停止を命ずる場合は、次の各号に掲げる手続を行わなければならない。

- (1) あらかじめ保護者の意見を聴取すること。
- (2) 理由、期間、児童生徒の氏名、学校名、保護者の氏名、教育委員会名及び出席停止命令日を記載した文書を交付すること。
- (3) その他教育長が必要と認めた手続

(事故の報告)

第11条 校長は、学校内に中毒その他の集団疾病、傷害、死亡等の事故が発生したときは、速やかに教育委員会にその旨を報告しなければならない。

#### 第4章 教科用図書等

(教科用図書)

第12条 学校においては、教育委員会が採択した教科用図書(教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第107条に規定する教科用図書をいう。)を使用しなければならない。

(教材の取扱い)

第13条 前条に定めるもののほか、学校において使用する教材の取扱いについては、相楽東部広域連合立学校において使用する教材の取扱いに関する規則(平成21年相楽東部広域連合教育委員会規則第10号)によるものとする。

#### 第5章 組織編成

(職員)

第14条 学校に、校長、教頭、教諭、養護教諭、事務職員及び技術職員を置く。

- 2 前項に定めるもののほか、学校に、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、講師、学校栄養職員その他必要な職員を置くことができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは、養護教諭を置かないことができる。
- 4 第1項及び第2項に規定する職員の職に関し必要な事項は、次条及び第16条並びに法令に定めるところによる。

(主幹教諭)

第15条 主幹教諭は、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童生徒

の教育をつかさどる。

- 2 前項の規定にかかわらず、学校の実情に照らし必要があると認めるときは、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童生徒の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。

#### (指導教諭)

第16条 指導教諭は、児童生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

#### (校務分掌)

第17条 学校に、校務を分担する組織として、別表に定める部を置く。ただし、別に定める学校については、この限りでない。

- 2 学校においては、前項に定めるもののほか、必要に応じて、校務を分担する組織を置くことができる。

#### (主任)

第18条 前条第1項の部に主任を置く。

- 2 前項の主任は、当該学校の指導教諭及び教諭（保健部の主任にあつては、養護教諭を含む。）の中から、主任任命承認申請書（様式第2号）により教育委員会の承認を得て、校長が命じる。
- 3 第1項の主任は、校長の監督を受け、その分担する校務について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、主任の分担する校務を処理する主幹教諭を置くときは、当該校務を処理する主任を置かないことができる。

#### (学級担任及び教科担任)

第19条 校長は、学級を担任する職員及び教科を担任する職員を命じ、教育委員会に報告しなければならない。

#### (時間外勤務等の処理)

第20条 職員の時間外勤務、休暇、職務に専念する義務の免除、欠勤等の処理は、校長が行う。ただし、他に別段の定めがある場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、校長の休暇、職務に専念する義務の免除、欠勤等の処理は、教育委員会が行う。

#### (出張)

第21条 職員の出張は、校長が命じる。ただし、6日を超える場合は、あらかじめ教育委員会の指示を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、校長の府外へのお出張は、教育委員会が命ずる。

#### (職員会議)

第22条 校長は、その職務を補助させるため、必要と認めるときは、職員会議を置くことができる。

2 職員会議は、校長が招集し、主宰する。

3 前2項に定めるもののほか、職員会議について必要な事項は、校長が定める。

## 第6章 研修

(研修)

第23条 校長は、職員がその職責を遂行するために必要な研修の実施に努めなければならない。

2 校長は、学年初めに、当該年度の研修計画及び前年度の研修状況を教育委員会に報告するものとする。

(職員評価)

第24条 職員は、学校経営計画を円滑に実施するため、学年初めに自己目標を設定し、その達成状況等を学年末に自己評価しなければならない。

2 校長は、前項の達成状況等により、職員を学年末に評価しなければならない。

3 校長は、前2項の自己目標設定状況及び評価結果を教育委員会に報告しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、職員の評価に関し必要な事項は、教育長が定める。

## 第7章 施設等の管理

(施設等の管理)

第25条 校長は、学校の施設及び設備（以下「施設等」という。）の管理を統括し、その整備保全に努めなければならない。

(台帳)

第26条 校長は、施設等に関する台帳を整え、その現況を明らかにしておかなければならない。

(亡失又はき損)

第27条 校長は、施設等の全部又は一部が亡失し、又はき損したときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。ただし、軽微と認められるものについては、この限りでない。

(施設等の利用)

第28条 校長は、施設等を社会教育その他公共のために利用させるときは、法令の定めるところのほか、長期又は異例の場合は、教育委員会の指示を受けなければならない。

(防災の計画)

第29条 校長は、学年初めに学校の防災の計画を作成し、教育委員会に報告しなければならない。

2 防災の分担は、校長が定める。

## 第8章 雑則

(雑則)

第30条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成30年規則第8号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年規則第2号）

この規則は、令和3年8月1日から施行する。

別表（第17条関係）

小学校における校務を分担する組織

名 称	分担する校務
教務部	教育計画の立案その他の教務に関する事項
学年部	当該学年の教育活動に関する事項
保健部	学校における保健に関する事項

中学校における校務を分担する組織

名 称	分担する校務
教務部	教育計画の立案その他の教務に関する事項
学年部	当該学年の教育活動に関する事項
保健部	学校における保健に関する事項
生徒指導部	生徒指導に関する事項
進路指導部	生徒の職業選択の指導その他の進路指導に関する事項





第 年 月 日 号

相楽東部広域連合教育委員会  
教育長 様

相楽東部広域連合立 小学校  
校長 ⑩

### 主任任命承認申請書

標記について、相楽東部広域連合立学校の管理運営に関する規則第18条第2項の規定により、下記の主任任命の承認を申請します。

#### 記

主任の名称	職名	氏名	性別	年齢	教職経験年数	週授業時数	任期
教務主任							年
保健主任							年

申請のとおり承認します。

年 月 日

相楽東部広域連合教育委員会  
教育長 ⑩

第 年 月 日 号

相楽東部広域連合教育委員会  
教育長 様

相楽東部広域連合立 小学校  
校長 ⑩

### 主任任命承認申請書

標記について、相楽東部広域連合立学校の管理運営に関する規則第18条第2項の規定により、下記の主任任命の承認を申請します。

#### 記

主任の名称	職名	氏名	性別	年齢	教職経験 年数	授業時数 担当教科	任期
教務主任							年
保健主任							年
生徒指導主任							年
進路指導主任							年

申請のとおり承認します。

年 月 日

相楽東部広域連合教育委員会  
教育長 ⑩